

· · ) · · ·

·

· · \* · · \* ·



)

%

%, \*

% )

\*

\*

&

)

&ž)\$(

(

&ž' ))

-' (

)\*(

% -

- +

%ž) + \$

&š'

\*, +

), \*

)

)

%\$

+

&

&

+

&

&

..

-( +

' (

' \$

· ( ·

\*

' \*

' \*

(

& ,

&&&

+\*

## はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、同法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、同法第 19 条の規定に基づき、令和 5 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 22 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 令和 5 年度における政策評価の取組等」において、令和 5 年度における政策評価の取組として特筆すべきもの等を記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和 5 年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「Ⅳ 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成 9 年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに順を追って記載している。

## 目 次

<b>I 政策評価制度の概要</b>	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	5
<b>II 令和5年度における政策評価の取組等</b>	
1 政策形成・評価に関する改革の取組-----	6
2 令和5年度における政策評価の取組-----	7
<b>III 政策評価等に関する計画、令和5年度の実施状況等（政府全体の状況）</b>	
1 各行政機関が行う政策評価-----	11
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	44
<b>IV 政策評価制度に関する主な経緯-----</b>	<b>58</b>

\* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和5年度に評価書が公表されたものである。

ただし、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、令和6年度予算の成立（令和6年3月28日）に伴い、6年4月に公表されたものを含めている。

\* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_r05houkoku-3.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r05houkoku-3.html)）に掲載している。

\* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。





%  
fP&

% %

\*

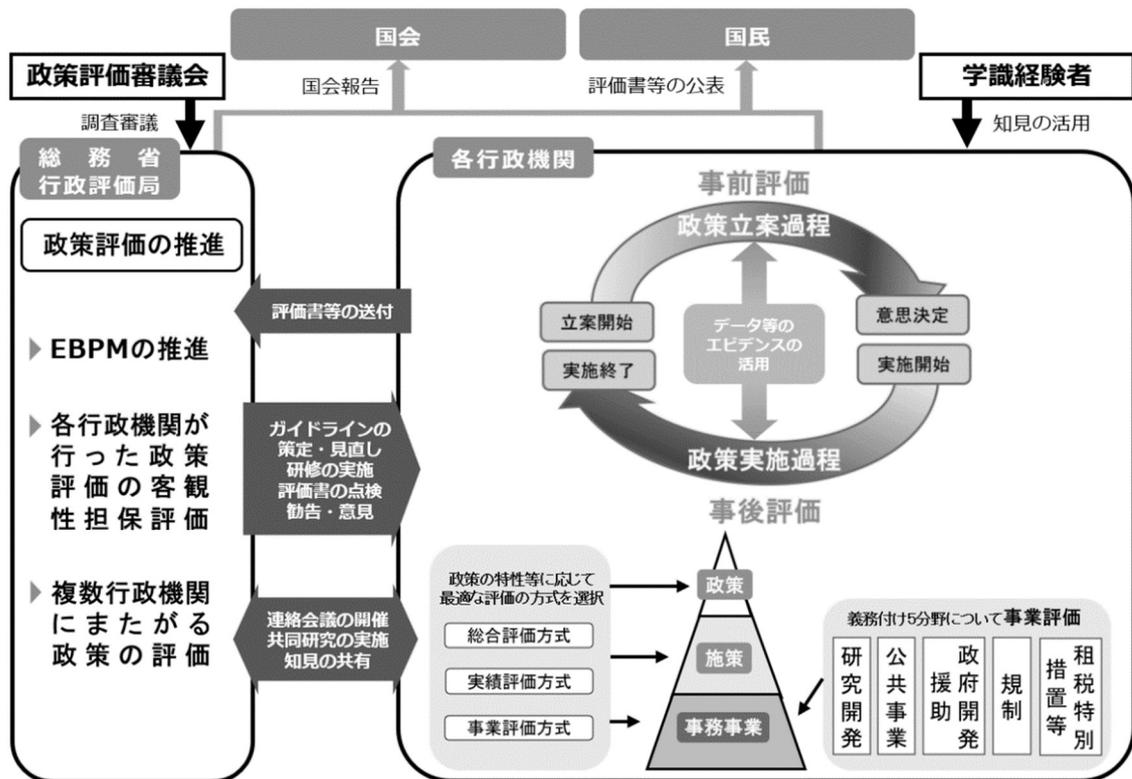
%, \*

%(

),

f&

%



に反映させなければならないこととされている。

#### (7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（1）-ア（11ページ以下）参照】

#### (イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ-ア（11ページ以下）参照】

#### (ウ) 事後評価の実施

行政機関は、上記ア)で策定した基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならないとされており、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものである。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ-イ（11ページ以下）参照】

#### (エ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

#### (オ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（3）（17ページ以下）参照】

## イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置を採るべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (44 ページ以下) 参照】

### (7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの又は2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -ア (45 ページ以下) 参照】

### (イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -イ (56 ページ以下) 参照】

## ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

## エ 政策評価審議会

総務省に設置されている審議会であり、法の規定に基づき、総務大臣は、政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）の策定・変更に当たっては、その案をこの審議会の意見を聴いて作成することとされている。

このほか次に掲げる事項について調査審議すること及びこれらの事項に関し、総務大臣に意見を述べることをつかさどっている。

- ・ 政策評価に関する基本的事項
- ・ 統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項
- ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視に関する重要事項

### (3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

#### ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の基本方針の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度には 3,940 件となった<sup>(注)</sup>。平成 21 年度に公共事業の評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の減少等により 2,645 件となって以降は 2,000 件台で推移しており、令和 5 年度は 2,504 件となっている。

(注) 平成 20 年度は、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の実施時期が到来したものが多かったことを主な要因として、7,088 件となっている。

【後記Ⅳ（58 ページ以下）参照】

#### イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

##### (7) 統一性又は総合性を確保するための評価

統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降令和 5 年度までに、34 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

【後記Ⅳ（58 ページ以下）参照】

##### (4) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

【後記Ⅳ（58 ページ以下）参照】

## 2 政策評価の実施時期

### (1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、主として、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

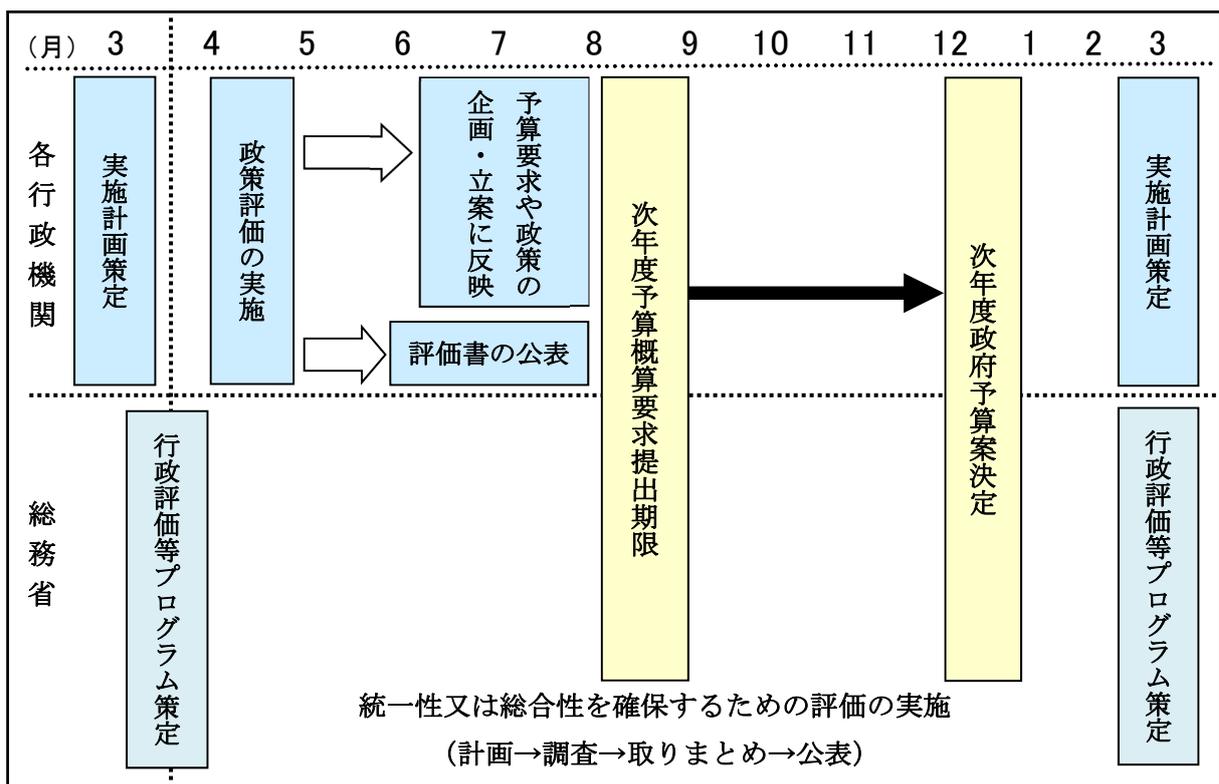
政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限を踏まえ、その多くが実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

### (2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (44 ページ以下) 参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期





## Ⅱ 令和5年度における政策評価の取組等



## 1 政策形成・評価に関する改革の取組

社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効である。

そうした課題認識から、政策評価審議会（会長：岡素之 住友商事株式会社特別顧問）において、政策評価制度の改革の方向について議論を行い、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」（令和4年5月31日政策評価審議会）が取りまとめられた。

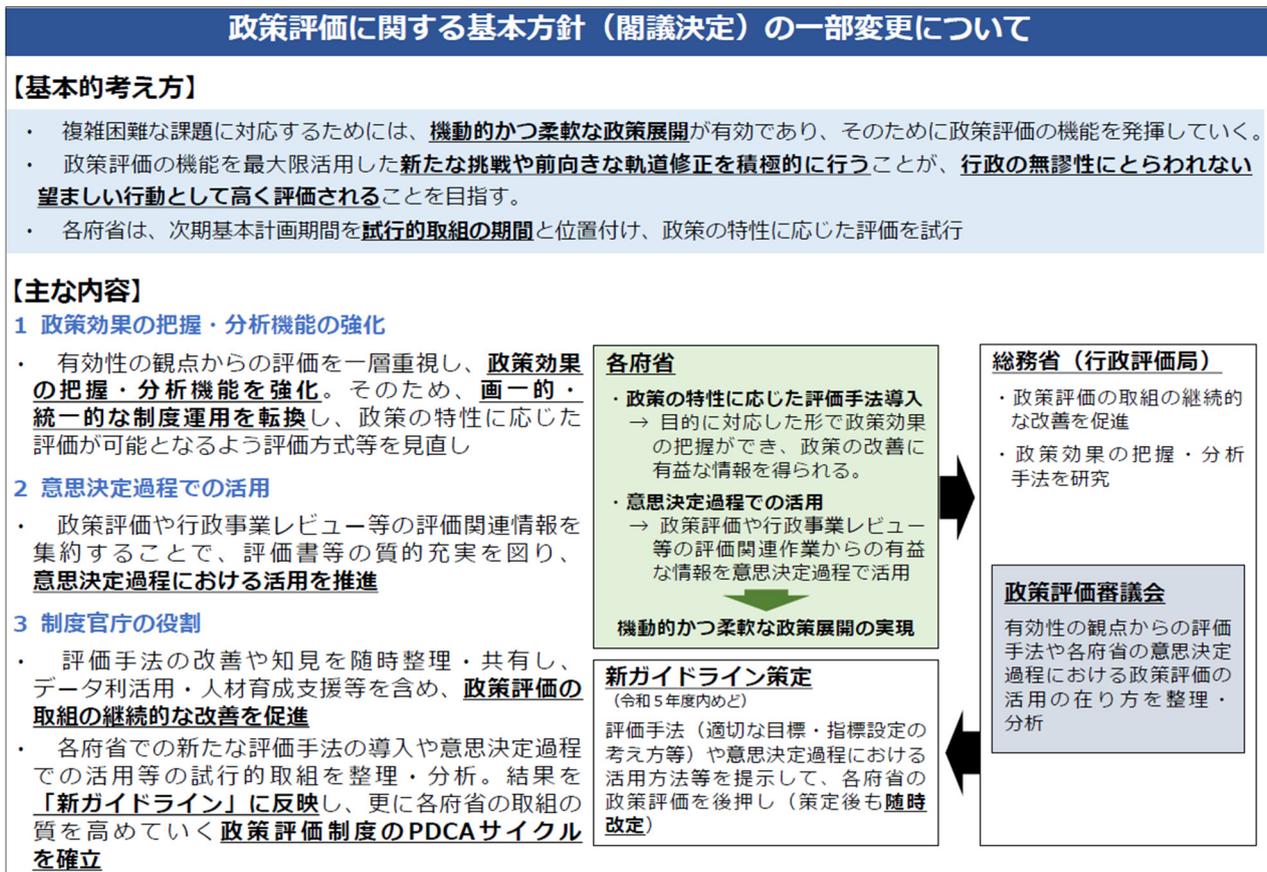
提言の実現に向け、令和4年6月、総務大臣から政策評価審議会に対し、具体的方策についての諮問を行い、同年12月には、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する答申」（令和4年12月21日政策評価審議会。以下「審議会答申」という。）が取りまとめられた。

審議会答申を踏まえ、令和5年3月、各行政機関が政策評価の計画を策定する際の指針を定める基本方針の一部を変更する閣議決定を行った（図1）。

今般の基本方針の変更では、機動的かつ柔軟な政策展開に必要となる、政策の進捗状況の的確な把握とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくという政策評価が本来果たすべき機能を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指すべき姿として位置付けた。今後、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能を強化するために、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むこと、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することを推進することとしている。

そして、①有効性の観点からの評価を充実させるためには、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択が必要であり、従来採用してきた評価手法にとらわれることなく、時代の変化に応じた新たな評価手法を模索していくことが重要であることから、画一的・統一的な制度運用を転換し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直すとともに、②政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の意思決定過程における活用の在り方について、評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、意思決定過程における活用を推進することとした。また、各行政機関の長が基本方針を踏まえて初めて策定する基本計画の期間を試行的取組の期間と位置付け、各行政機関における新たな評価手法の導入などの創意工夫の余地を拡大することとした。

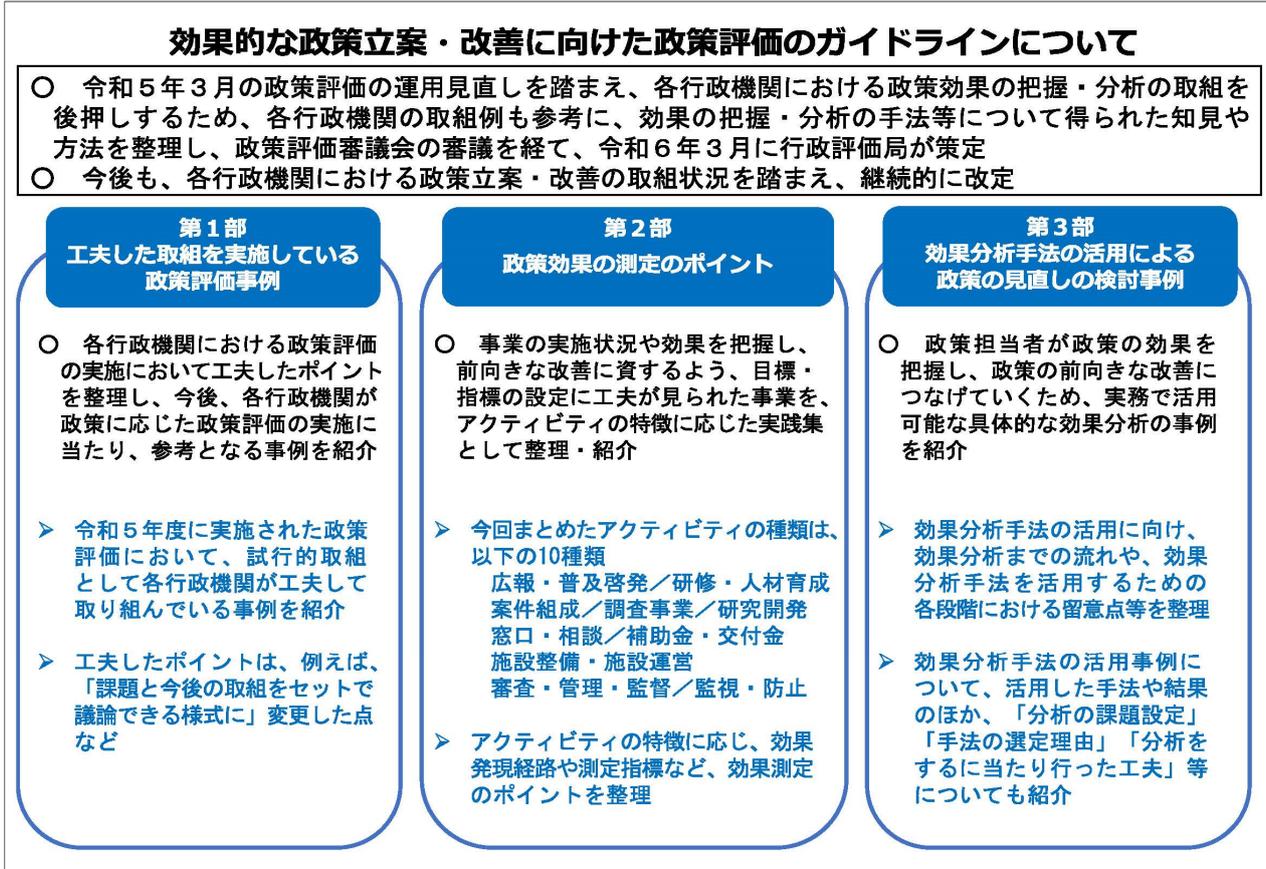
図1 基本方針の一部を変更する閣議決定の概要



## 2 令和5年度における政策評価の取組

総務省では各行政機関が抱える課題やニーズを踏まえ、実例を基にした政策効果の把握・分析手法等に関する知見・ノウハウの蓄積・提供に係る取組（主な取組は以下の（1）から（3）までを参照）を推進するとともに、各行政機関における政策効果の把握・分析の取組を後押しするため、各行政機関の取組例も参考に、効果の把握・分析手法等について得られた知見や方法を整理し、政策評価審議会での審議を経て、効果の発現状況を的確に把握するための測定指標の設定のポイントや、実用的な効果分析手法等を示すものとして、令和6年3月に「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」を策定した（図2）。

図2 効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの概要



詳細は、総務省ホームページ（効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン）参照

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000935597.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000935597.pdf))

また、規制の政策評価について、これまでの点検結果の蓄積で明らかになった課題（規制導入による効果・費用の定量化が進んでいない、規制導入に際しての利害関係者等との調整状況が説明されていない等）や政策評価審議会等の有識者及び各行政機関からの意見等を踏まえ、令和6年3月に「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を改正<sup>(注)</sup>し、その在り方を見直した。

(注) 事前評価と事後評価の内容の明確化、規制による効果・費用の定量化の推進、社会的コンセンサスの醸成の「見える化」などを内容とするもの

詳細は、総務省ホームページ（規制の政策評価の実施に関するガイドライン）参照  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000499513.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000499513.pdf))

このほか、各行政機関における政策評価の取組の質を高める人材の育成を図るため、各行政機関の職員が通年で視聴できるWeb講座型研修（国の政策評価制度の基本と実践講座）を提供した。

詳細は、総務省ホームページ（Web講座型研修）参照  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/r05webkouza.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/r05webkouza.html))

#### (1) 各行政機関の政策担当者との議論

政策担当者が政策立案・改善の実務において、適切な目標設定や政策効果の把握・分析を行えるよう支援するため、政策の具体的な活動に着目して事業を類型化した上で、実際の政策を基に政策効果の発現経路の整理や、指標の設定、政策効果の把握・分析等についての具体的な方法を複数の行政機関にまたがって議論する場を設けた。

#### (2) 実証的共同研究

平成30年度から、各行政機関の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各行政機関と共有し、EBPMの実践を後押しするため、各行政機関及び学識経験者と連携して実証的共同研究を実施しており、令和5年度からは、これによって得られる知見の多様化のため、地方公共団体の事業にも対象を拡大して実施した。

##### （「広島県府中市における府中駅周辺の活性化」に関する研究の概要）

広島県府中市では、府中市が府中駅周辺に整備している観光案内所や道の駅等の施設を利用してもらうことにより、府中駅周辺の活性化を図りたい意向があり、各施設の利用者数等を把握しているが、具体的な利用者の属性等は把握できていない状況であった。

このため、人流データ等を用いて、各施設の利用状況や課題を詳細に把握することにより、今後の府中駅周辺におけるにぎわいを創出するための施策立案の検討に役立てるとともに、得られた知見を各行政機関や地方公共団体に共有し、EBPMの実践を後押しすることを目的として本研究を実施した。

具体的には、府中市及び周辺地域の居住者に対して、各施設の認知度や利用実績、不満点等に関するアンケート調査を実施するとともに、人流データを活用して、府中駅周辺の施設の利用者数や利用者の属性、居住地域等を把握し、これらの結果に基づいて、各施設の主な利用者像や課題を明確化した。

この結果、例えば、「認知度が低いため利用者数が少ないとみられる施設」や、「府中市が市民向けに整備している施設であるにもかかわらず、近隣市町からの利用者と比較して、府中市民の利用者数が少ないとみられる施設」があることなどが分かった。今回得られた結果も踏まえて、今後、府中市において、改善に向けた検討が行われる予定である。

また、人流データには様々な種類があることから、実施する施策の目的を踏まえて、主に把握したいことは何か、把握した結果をどう活用するかをあらかじめ検討した上で、それに適した人流データを活用したり、必要に応じて他のデータと組み合わせる分析したりすることが重要等の示唆が得られた。

詳細は、総務省ホームページ（総務省行政評価局が取り組むEBPM）参照

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/seisaku\\_ebpm.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html))

**(3) 参考となる論文の収集・提供**

各行政機関が政策の企画立案や評価設計の際に、政策効果の把握・分析手法等に関する知見・ノウハウを活用できるよう、国内外の研究成果や学術論文等を収集するとともに、各行政機関の政策担当者への解説講義を提供した。



### Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和5年度の実施状況等 (政府全体の状況)



## 1 各行政機関が行う政策評価

### (1) 政策評価に関する計画の策定状況

#### ア 基本計画及び実施計画の計画期間

各行政機関は、法第6条第1項において、基本計画（3年以上5年以下の期間ごと）の策定が義務付けられており、また、法第7条第1項において、実施計画（1年ごと）の策定が義務付けられている。

各行政機関が定める基本計画及び実施計画の計画期間の設定状況については、表1のとおりとなっており、基本計画の計画期間については、5年と定めている機関が20機関、4年と定めている機関が1機関、3年と定めている機関が3機関となっている。また、実施計画の計画期間については、会計年度（4月から翌年の3月まで）としている機関が23機関、暦年（1月から12月まで）としている機関が1機関となっている。

#### イ 政策評価の実施に関する事項

##### (7) 事前評価

各行政機関は、基本計画において、法第6条第2項第5号に基づき定める事前評価の対象とする政策について、法第9条等で実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等（特定5分野））等を定めている。

##### (4) 事後評価

各行政機関は、毎年定めている実施計画において、法第7条第2項に基づき事後評価の対象とする政策及びその政策ごとの評価方式について定めている。事後評価の対象とする政策は、各行政機関の任務を達成する上で主要な政策として基本計画に掲げる政策、未着手及び未了の政策並びに実施計画の期間内において事後評価の対象としようとする政策である。

(表1)

(注) 各行政機関の計画の策定状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/fusyoku\\_keikaku.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/fusyoku_keikaku.html)) 参照

表1 基本計画及び実施計画の策定状況

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
5年	内閣府					←→				
	宮内庁					←→				
	個人情報保護委員会					←→				
	カジノ管理委員会					←→				
	金融庁					←→				
	こども家庭庁					←→				
	デジタル庁 <sup>(注3)</sup>					←→				
	復興庁					←→				
	総務省					←→				
	公害等調整委員会					←→				
	法務省					←→				
	外務省					←→				
	財務省					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省					←→				
	国土交通省					←→				
	環境省					←→				
原子力規制委員会					←→					
防衛省					←→					
4年	公正取引委員会					←→				
3年	国家公安委員会・警察庁					←→				
	消費者庁					←→				
	経済産業省					←→				

- (注) 1 本表は、令和5年度における政策評価の実施に係る各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。
- 2 「」は基本計画の計画期間、「」は実施計画の計画期間を表す。
- 3 デジタル庁の実施計画の計画期間は、令和5年1月から12月までである。
- 4 各行政機関は、令和5年3月の基本方針の一部変更を踏まえて初めて策定する基本計画の計画期間を試行的取組の期間と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行。令和5年度における主な取組については、「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000935597.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000935597.pdf))の第1部参照

## (2) 政策評価の実施状況

### 政策評価の実施件数等

各行政機関において行われた政策評価の実施件数及びその対象とした政策は、表 2 のとおりとなっており、評価実施件数の合計は 2,504 件である（令和 4 年度：2,355 件）。これを事前評価、事後評価別にみると図 1 のとおりとなっており、その内容は以下のとおりである。

#### ア 事前評価

事前評価は 934 件であり、対象別の実施状況は図 2 のとおりとなっている。

法第 9 条等で実施が義務付けられている特定 5 分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。）を対象としたものは 931 件となっており、上位 3 分野の件数をみると、公共事業を対象とした評価が最も多く 564 件、次いで規制を対象とした評価が 139 件、研究開発を対象とした評価が 97 件となっている。

#### イ 事後評価

事後評価は 1,570 件であり、対象別の実施状況は図 3 のとおりとなっている。

未着手・未了の事業<sup>(注1)</sup>（公共事業、政府開発援助等）を対象としたものが最も多く 687 件、次いで完了後・終了時の事業等<sup>(注2)</sup>（研究開発、公共事業等）を対象としたものが 586 件、一般分野<sup>(注3)</sup>の政策を対象とした政策評価が 203 件となっている。

（表 2、図 1、図 2、図 3）

(注) 1 「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後 5 年経過しても着手していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）、政策の決定後 10 年経過しても完了していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）及び各行政機関が政策決定から完了までの間に評価を実施した政策である。以下同じ。

2 「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。以下同じ。

3 「一般分野」とは、法等において事前評価が義務付けられている特定 5 分野（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を除くものをいう。以下同じ。

表2 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

（単位：件）

行政機関名	事前評価						事後評価						合計					
	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	小計	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了			完了後・終了時				
								一般分野	規制	租税特別措置等	研究開発	公共事業			政府開発援助	研究開発	公共事業	一般分野
内閣府	0	0	0	0	6	0	12	6	0	0	0	0	0	0	0	6	18	
省庁内	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	12	0	0	12	7	3	0	0	0	0	0	0	0	10	22
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
金融庁	0	0	0	11	5	0	16	15	7	0	0	0	0	0	0	0	22	38
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
こども家庭庁	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	3	0	0	14	3	0	20	6	2	0	0	0	0	5	0	0	13	33
公普等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
法務省	0	0	0	2	0	3	5	3	2	0	0	0	0	0	0	1	6	11
外務省	0	0	48	0	0	0	48	6	0	0	0	0	23	0	0	0	29	77
財務省	0	0	0	0	2	0	2	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30	32
文部科学省	4	0	0	3	0	0	7	0	4	1	0	0	0	0	0	0	5	12
厚生労働省	27	4	0	30	11	0	72	15	3	1	0	8	0	372	0	0	399	471
農林水産省	5	189	0	18	8	0	220	5	6	0	0	98	0	0	114	0	223	443
経済産業省	9	5	0	12	29	0	55	7	5	3	0	2	0	0	0	0	17	72
国土交通省	32	366	0	24	14	0	436	49	12	41	2	554	0	41	53	0	752	1,188
環境省	0	0	0	12	2	0	14	22	2	2	0	0	0	0	0	0	26	40
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6	6
防衛省	17	0	0	0	3	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
計	97	564	48	139	83	3	934	203	46	48	2	662	23	418	167	1	1,570	2,504
				931				297				687		586				

（注）1 「事前評価」については、法第9条等の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施したものが含まれる。以下表3において同じ。

2 「事前評価」及び「事後評価」の「規制」欄について、一つの評価書で複数の評価が行われている場合は、当該複数の評価の数を実施件数として計上した。以下表3において同じ。また、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、各行政機関の内訳を合計した数と「計」欄の数は一致しない。

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

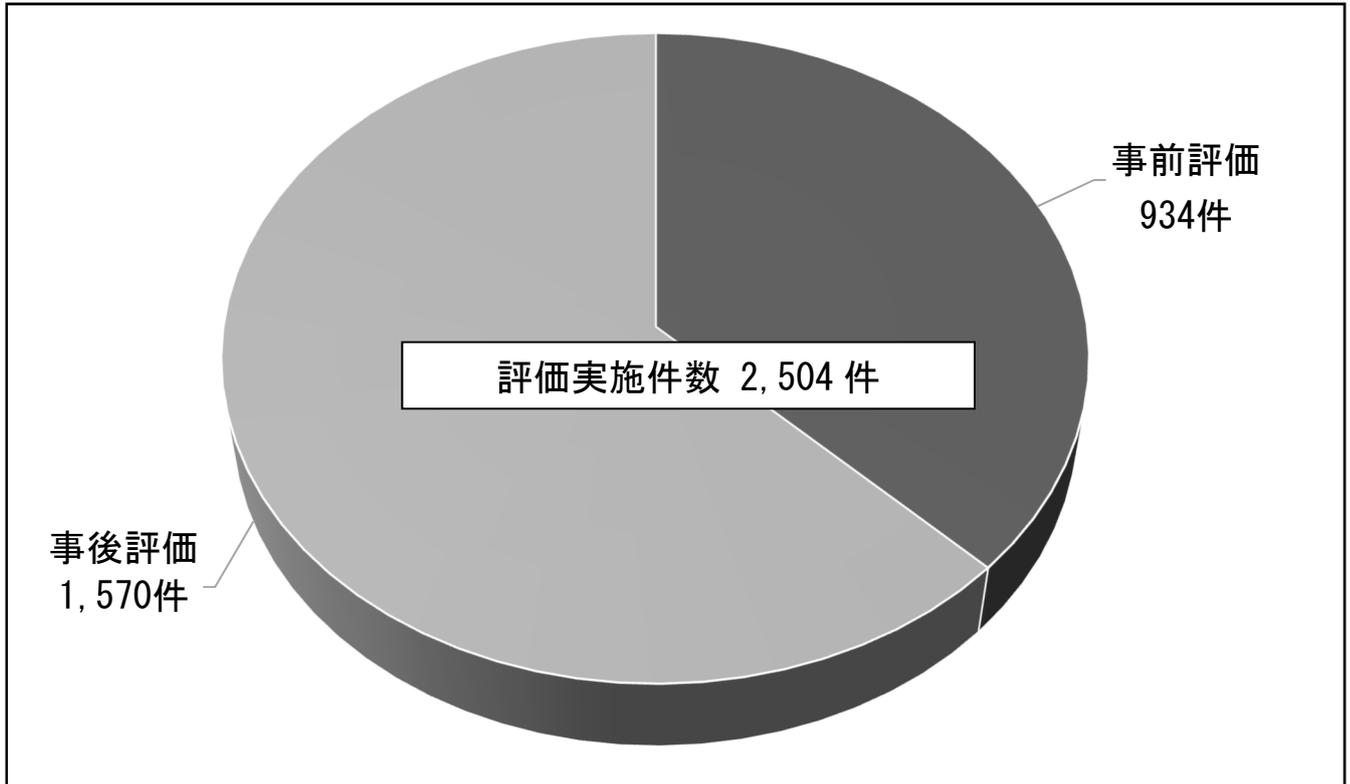


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

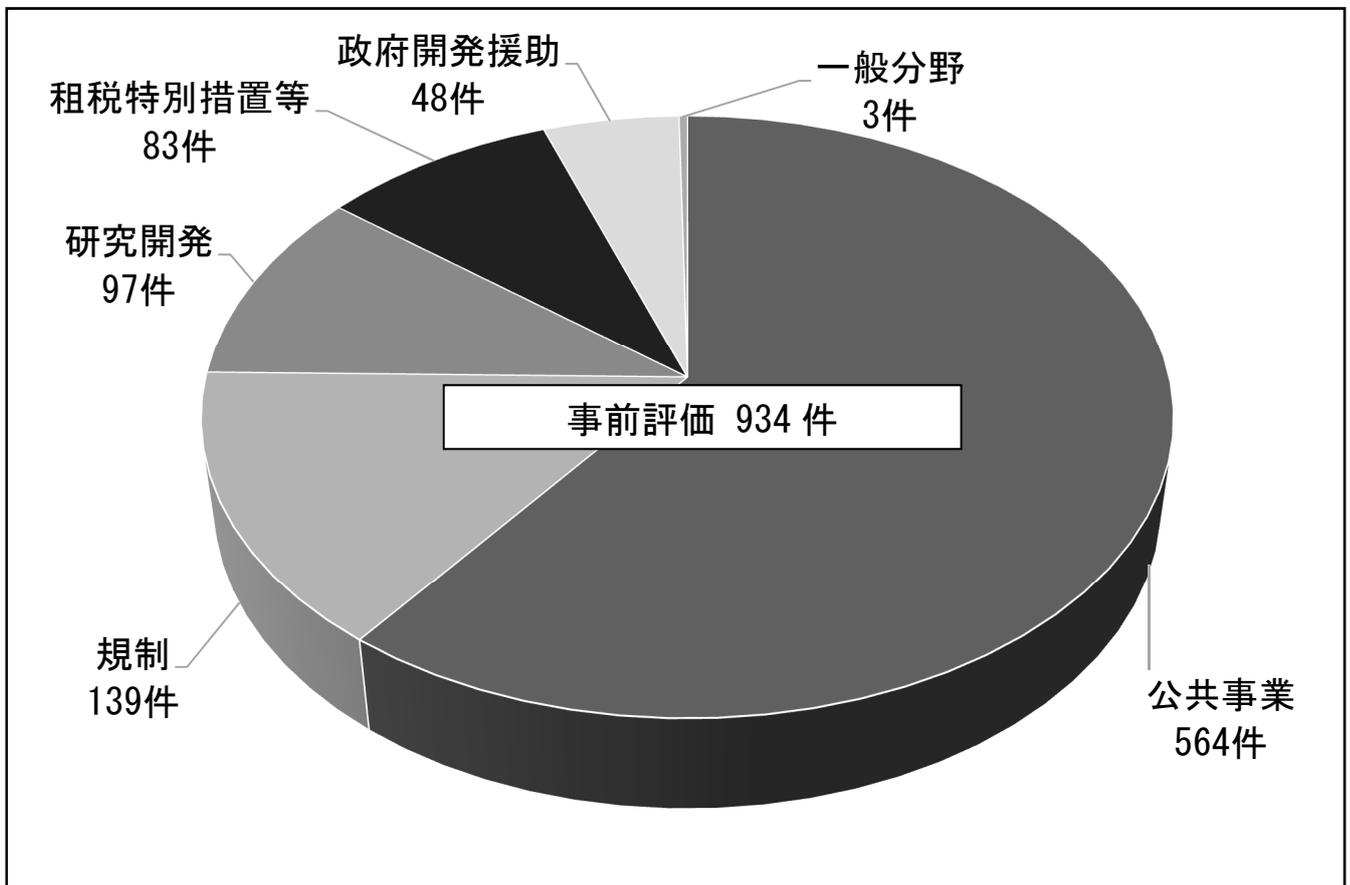
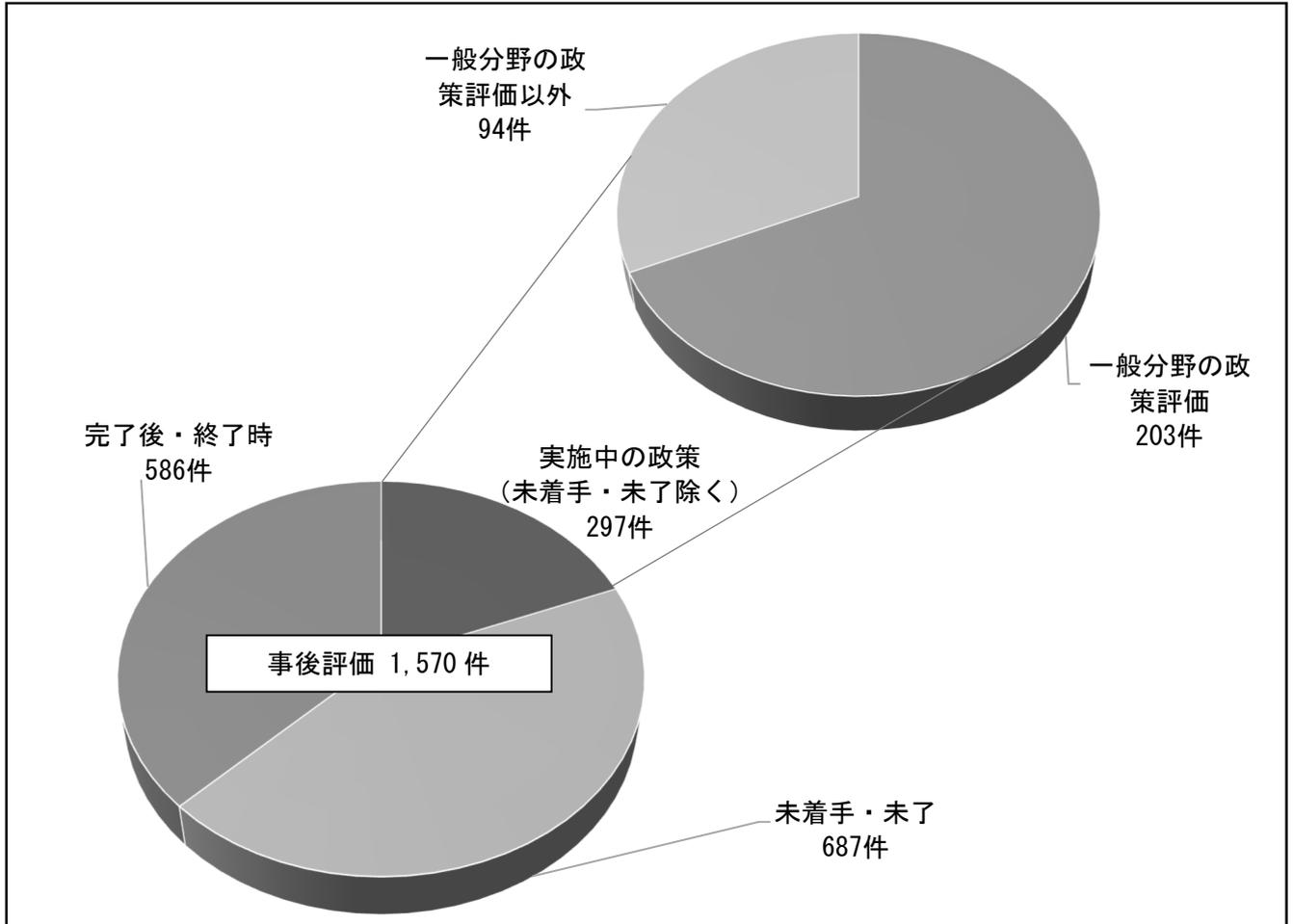


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



### (3) 政策評価の結果の政策への反映状況

#### 政策評価結果を踏まえた予算要求等への反映

各行政機関が行った政策評価の結果の政策への反映状況については、表3のとおりとなっている。

#### ア 事前評価

事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしており、このうち予算要求に反映したものは、152件となっている。

#### イ 事後評価

事後評価が行われた政策については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが947件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたものが34件、予算要求に反映したものが303件、機構・定員要求に反映したものが61件となっている。

このうち、一般分野の政策評価(203件)及び未着手・未了の事業(公共事業、政府開発援助等)を対象とした評価(687件)の評価結果の政策への反映状況は、次のとおりである。

#### (7) 一般分野の政策評価

一般分野の政策評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが200件、評価対象施策の改善・見直しを実施することとしたものが3件(重点化等3件)、予算要求に反映したものが177件となっている。

#### (イ) 未着手・未了の事業を対象とした評価

未着手・未了の事業を対象とした評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが655件、評価対象事業の改善・見直しを実施することとしたものが31件(重点化等31件)、予算要求に反映したものが126件となっている。

また、評価対象事業を休止又は中止することとしたものは、表4のとおり、1行政機関の1事業(政府開発援助1件)であり、総事業費は約34.5億円、残事業費は約31.5億円となっている。

なお、法が施行された平成14年度から令和5年度までの22年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表5のとおり、合計333事業、総事業費の合計は約5兆7,360億円(5兆6,954億円)<sup>(注)</sup>となっている。

(表3、表4、表5)

(注) 平成28年度における国土交通省の1事業はダム検証を進めるに当たり、A案とB案の二つの案を検討対象としていた。そのため、( )外の数値はA案の場合のもの、( )内の数値はB案の場合のものとなっている。

表3 政府全体の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	97	564	48	139	83	3	934
政策評価の結果の政策への反映状況	97	564	48	137	83	3	932
予算要求への反映	74	27	48	0	0	3	152
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	0	0	2

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	203	46	48	687	984	586	1,570
政策評価の結果の政策への反映状況	203	46	48	687	984		
これまでの取組を引き続き推進	200	44	48	655	947		
評価対象政策の改善・見直しを実施	3	0	0	31	34		
評価対象政策の重点化等	3	0	0	31	34		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	2	0	1	3		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	177	0	0	126	303		
機構・定員要求への反映	61	0	0	0	61		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事前評価」及び「事後評価」のうち「規制」の件数は、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、表3-1から3-23までを合計した数とは一致しない場合がある。  
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 6 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 7 復興庁は、令和5年度の評価対象政策がないため、行政機関別の表は作成していない。  
 8 各行政機関における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_r05houkoku-3.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r05houkoku-3.html)）参照

表3-1 内閣府の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	6	6	0	12
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	6	6	0	12
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	6	0	0	0	6	0	6
政策評価の結果の政策への反映状況	6	0	0	0	6		/
これまでの取組を引き続き推進	6	0	0	0	6		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	6	0	0	0	6		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941811.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941811.pdf)) 参照

表3-2 宮内庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	1	0	0	0	1	0	1
政策評価の結果の政策への反映状況	1	0	0	0	1	/	
これまでの取組を引き続き推進	1	0	0	0	1		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	0		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

（注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。

2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。

3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。

4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。

5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。

6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941812.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941812.pdf))参照

表3-3 公正取引委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	2	0	0	0	2	0	2
政策評価の結果の政策への反映状況	2	0	0	0	2	/	
これまでの取組を引き続き推進	2	0	0	0	2		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	2	0	0	0	2		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941813.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941813.pdf)) 参照

表3-4 国家公安委員会・警察庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
 （事前評価）（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	12	0	0	12
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	12	0	0	12
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	7	3	0	0	10	0	10
政策評価の結果の政策への反映状況	7	3	0	0	10	/	
これまでの取組を引き続き推進	7	3	0	0	10		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	7	0	0	0	7		
機構・定員要求への反映	7	0	0	0	7		

(注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941814.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941814.pdf))参照

表3-5 個人情報保護委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	5	0	0	0	5	0	5
政策評価の結果の政策への反映状況	5	0	0	0	5	/	
これまでの取組を引き続き推進	5	0	0	0	5		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	5	0	0	0	5		
機構・定員要求への反映	3	0	0	0	3		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941815.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941815.pdf)) 参照

表3-6 カジノ管理委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
 （事前評価）（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	1	0	0	0	1	0	1
政策評価の結果の政策への反映状況	1	0	0	0	1	/	
これまでの取組を引き続き推進	1	0	0	0	1		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	1	0	0	0	1		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

(注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941816.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941816.pdf))参照

表3-7 金融庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	11	5	0	16
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	11	5	0	16
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	15	7	0	0	22	0	22
政策評価の結果の政策への反映状況	15	7	0	0	22	/	
これまでの取組を引き続き推進	15	5	0	0	20		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	2	0	0	2		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	12	0	0	0	12		
機構・定員要求への反映	10	0	0	0	10		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941817.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941817.pdf)) 参照

表3-8 消費者庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	10	0	0	0	10	0	10
政策評価の結果の政策への反映状況	10	0	0	0	10	/	
これまでの取組を引き続き推進	10	0	0	0	10		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	10	0	0	0	10		
機構・定員要求への反映	10	0	0	0	10		

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941818.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941818.pdf)) 参照

表3-9 子ども家庭庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	2	0	0	2
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	2	0	0	2
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	/	
これまでの取組を引き続き推進	0	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	0		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941819.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941819.pdf)）参照

表3-10 デジタル庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	4	0	0	0	4	0	4
政策評価の結果の政策への反映状況	4	0	0	0	4	/	
これまでの取組を引き続き推進	4	0	0	0	4		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	4	0	0	0	4		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941820.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941820.pdf)) 参照

表3-11 総務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	3	0	0	14	3	0	20
政策評価の結果の政策への反映状況	3	0	0	14	3	0	20
予算要求への反映	3	0	0	0	0	0	3
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	6	2	0	0	8	5	13
政策評価の結果の政策への反映状況	6	2	0	0	8	/	
これまでの取組を引き続き推進	4	2	0	0	6		
評価対象政策の改善・見直しを実施	2	0	0	0	2		
評価対象政策の重点化等	2	0	0	0	2		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	6	0	0	0	6		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941821.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941821.pdf)）参照

表3-12 公害等調整委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	4	0	0	0	4	0	4
政策評価の結果の政策への反映状況	4	0	0	0	4	/	
これまでの取組を引き続き推進	4	0	0	0	4		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	4	0	0	0	4		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941822.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941822.pdf)) 参照

表3-13 法務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	2	0	3	5
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	2	0	3	5
予算要求への反映	0	0	0	0	0	3	3
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	3	2	0	0	5	1	6
政策評価の結果の政策への反映状況	3	2	0	0	5	/	
これまでの取組を引き続き推進	2	2	0	0	4		
評価対象政策の改善・見直しを実施	1	0	0	0	1		
評価対象政策の重点化等	1	0	0	0	1		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	3	0	0	0	3		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941823.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941823.pdf)）参照

表3-14 外務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	48	0	0	0	48
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	48	0	0	0	48
予算要求への反映	0	0	48	0	0	0	48
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	6	0	0	23	29	0	29
政策評価の結果の政策への反映状況	6	0	0	23	29		
これまでの取組を引き続き推進	6	0	0	22	28		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	1	1		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	6	0	0	23	29		
機構・定員要求への反映	6	0	0	0	6		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941824.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941824.pdf)）参照

表3-15 財務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	2	0	2
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	2	0	2
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	30	0	0	0	30	0	30
政策評価の結果の政策への反映状況	30	0	0	0	30	/	
これまでの取組を引き続き推進	30	0	0	0	30		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	18	0	0	0	18		
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	2		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941825.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941825.pdf)) 参照

表3-16 文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	4	0	0	3	0	0	7
政策評価の結果の政策への反映状況	4	0	0	3	0	0	7
予算要求への反映	4	0	0	0	0	0	4
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	0	0	2

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	0	4	1	0	5	0	5
政策評価の結果の政策への反映状況	0	4	1	0	5		/
これまでの取組を引き続き推進	0	4	1	0	5		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	0		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941826.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941826.pdf)）参照

表3-17 厚生労働省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	27	4	0	30	11	0	72
政策評価の結果の政策への反映状況	27	4	0	28	11	0	70
予算要求への反映	27	4	0	0	0	0	31
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	15	3	1	8	27	372	399
政策評価の結果の政策への反映状況	15	3	1	8	27	/	
これまでの取組を引き続き推進	15	3	1	8	27		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	12	0	0	0	12		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941827.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941827.pdf)）参照

表3-18 農林水産省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	5	189	0	18	8	0	220
政策評価の結果の政策への反映状況	5	189	0	18	8	0	220
予算要求への反映	5	10	0	0	0	0	15
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	5	6	0	98	109	114	223
政策評価の結果の政策への反映状況	5	6	0	98	109	/	
これまでの取組を引き続き推進	5	6	0	67	78		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	31	31		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	31	31		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	3	0	0	98	101		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941828.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941828.pdf)) 参照

表3-19 経済産業省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	9	5	0	12	29	0	55
政策評価の結果の政策への反映状況	9	5	0	12	29	0	55
予算要求への反映	9	0	0	0	0	0	9
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	7	5	3	2	17	0	17
政策評価の結果の政策への反映状況	7	5	3	2	17		
これまでの取組を引き続き推進	7	5	3	2	17		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	7	0	0	0	7		
機構・定員要求への反映	7	0	0	0	7		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941830.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941830.pdf)）参照

表3-20 国土交通省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	32	366	0	24	14	0	436
政策評価の結果の政策への反映状況	32	366	0	24	14	0	436
予算要求への反映	9	13	0	0	0	0	22
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	49	12	41	556	658	94	752
政策評価の結果の政策への反映状況	49	12	41	556	658		
これまでの取組を引き続き推進	49	12	41	556	658		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	44	0	0	5	49		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941831.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941831.pdf)）参照

表3-21 環境省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	12	2	0	14
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	12	2	0	14
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	22	2	2	0	26	0	26
政策評価の結果の政策への反映状況	22	2	2	0	26		
これまでの取組を引き続き推進	22	2	2	0	26		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	22	0	0	0	22		
機構・定員要求への反映	6	0	0	0	6		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941833.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941833.pdf)）参照

表3-22 原子力規制委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	5	1	0	0	6	0	6
政策評価の結果の政策への反映状況	5	1	0	0	6	/	
これまでの取組を引き続き推進	5	1	0	0	6		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	5	0	0	0	5		
機構・定員要求への反映	4	0	0	0	4		

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941834.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941834.pdf)) 参照

表3-23 防衛省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	17	0	0	0	3	0	20
政策評価の結果の政策への反映状況	17	0	0	0	3	0	20
予算要求への反映	17	0	0	0	0	0	17
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）			未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	/	
これまでの取組を引き続き推進	0	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	0		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。  
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941835.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941835.pdf)) 参照

表4 令和5年度に休止又は中止することとした公共事業等

(単位：億円)

公共事業等名	個別事業名	分類	総事業費	残事業費
外務省1事業				
政府開発援助	ジュバ河川港拡充計画（南スーダン共和国）	中止	34.5	31.5
合計	1事業	—	34.5	31.5

(注) 総事業費及び残事業費は、1,000万円未満を切り捨てて記載している。

表5 公共事業等の休止又は中止事業数及び総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費（単位：億円）)

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
27	—	4 (251)	1 (27)	—	3 (923)	8 (1,201)
28	1 (10)	—	—	—	1 A案：1,717 B案：1,311	2 (1,727) <1,321>
29	—	—	—	—	—	—

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
30	1 (18)	1 (24)	—	—	—	2 (42)
令和 元	2 (208)	2 (64)	—	—	—	4 (271)
2	1 (370)	—	—	—	—	1 (370)
3	1 (629)	2 (89)	—	—	1 (47)	4 (765)
4	1 (17)	1 (25)	1 (17)	—	—	3 (59)
5	1 (35)	—	—	—	—	1 (35)
合計	19 (2,689)	48 (5,996)	52 (1,274)	14 (4,273)	200 (43,130) <42,724>	333 (57,360) <56,954>

- (注) 1 総事業費は、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄（右欄）に記載された金額は一致しない場合がある。
- 2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額としている。
- 3 平成25年度における国土交通省の10事業のうち1事業は、事業全体の一部（整備計画区間から既成区間を除いた区間）が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。
- 4 平成26年度における国土交通省の1事業は、実施計画調査段階であり、事業の具体的な内容の検討を行っていた状況であったため、総事業費については未定であったことから、総事業費は計上していない。
- 5 平成28年度における国土交通省の1事業は、ダム検証を進めるに当たり、渇水対策容量をダムで確保する案（A案）及び渇水対策容量を近隣の湖で確保する案（B案）の二つの案を検討対象としていることから、本表においても2案における総事業費を記載している。
- 6 合計欄における（ ）内の数値は、平成28年度における国土交通省の1事業がA案の場合のものであり、< >内の数値は、B案の場合のものである。

## 2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

### (1) 政策の評価に関する計画

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、  
 i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第 1 項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第 2 項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされ、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、令和 5 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、「令和 5 年度行政評価等プログラム」に掲載し、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている（表 6）。

表6 総務省が行う政策の評価に関する計画の主な規定内容

① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要のある政策について積極的に実施する。          また、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。</li> <li>○ 政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。</li> <li>② 各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。</li> </ul> </li> </ul>
② 令和 5 年度から 7 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統一性又は総合性を確保するための評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 令和 4 年度から引き続き実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校・ひきこもりのこども支援</li> </ul> </li> <li>イ 調査の具体化を検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活エリアにおける交通安全対策</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
③ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。</li> <li>○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。</li> <li>○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。</li> </ul>

なお、総務省は、法第 13 条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度見直し・改定を行っており、令和 6 年度以降の 3 年間の計画については、「令和 6 年度行政評価等プログラム」に掲載し、公表している。また、これらについては、総務省ホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/kyotsu\\_n/gyouseihyouka\\_pg.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html))

## (2) 政策の評価の実施状況等

### ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、令和5年度において、統一性又は総合性を確保するための評価を2テーマ実施した。

このうち、「不登校・ひきこもりのこども支援」については、評価書を作成し、意見を付して関係行政機関の長に送付するとともに公表した（表7-1）。

また、評価の結果の政策への反映状況として、「不登校・ひきこもりのこども支援」及び令和3年度に評価結果を取りまとめた「外来種対策の推進」の2テーマについては、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている（表7-1、表7-2）。

そのほか、「生活道路における交通安全対策」については、評価を実施中である（表8）。

表7-1 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：令和5年7月21日)
関係行政機関	文部科学省
<p>○ 評価の観点</p> <p>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文部科学大臣決定）等に基づく不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が、実際の支援の場において定着しているか、関係機関等が連携して支援策を検討する取組が、個々の児童生徒の状況に応じた支援につながっているかという観点から総体としてどの程度効果を上げているかを検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施</p>	
<p>○ 評価の結果の概要</p> <p>(1) アセスメント（不登校児童生徒の状況把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査した小中学校全校（28校）で教育相談体制を整備し、相談方法を周知</li> <li>・ 児童生徒やその保護者へのアンケートで、学校に対して相談しづらかったと回答した者が一定数存在</li> <li>・ 相談体制を整えるだけでは「相談のしづらさ」等が改善できるとは限らず、別途のアプローチが必要</li> </ul> <p>⇒ 学校においては、個々の児童生徒・保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整える工夫の検討・実践を続けていくことが期待される。</p> <p>(2) 個々の児童生徒の支援策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約9割の学校が公的機関の情報を提供していたが、民間施設の情報を提供していたのは約3割。一方、保護者の約7割は民間施設の情報提供を要望</li> <li>・ 約8割の学校は国の方針（登校という結果のみを目標としない）を保護者等に周知。一方、国の方針を知らない保護者は約6割</li> <li>・ 多忙な個々の教職員や学校のみによる対応には限界</li> </ul> <p>⇒ 学校や教育委員会等は、国の方針を支援の前提として共有しつつ、児童生徒や保護者が求める支援内容を把握し、必要に応じて民間施設の情報やそれらについて相談できる環境等を提供する取組が求められる。</p> <p>(3) フォローアップ（学校外の支援施設に通う児童生徒の活動等の把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校外の支援施設に通う児童生徒が在籍している全校（28校中22校）で児童生徒の学習活動の状況等を継続して把握。一方、学校外の支援施設等からは、業務多忙等を背景に、教職員によってはフォローアップの対応に差があるとの意見あり</li> </ul>	

- ・ 約 8 割の保護者が「学校が気にかけてくれた」、「要望を伝える機会があった」と回答。一方、児童生徒や保護者からは学校の関与を望む意見や、望まない意見など様々
  - ・ 児童生徒がどのような関与を求めているかにも配慮しつつ、フォローアップに取り組んでいくことが重要
- ⇒ 学校においては、「チーム学校」による対応を進めるなどにより、児童生徒に寄り添った支援策となっているか振り返りつつ、フォローアップに取り組んでいくことが期待される。

意見	政策への反映状況
<p>本政策評価では、不登校児童生徒の支援に当たり、例えば、教育相談体制の整備や学校外施設の支援情報の提供、フォローアップの実施など、支援する側として対応できていると考えているものであっても、支援を受ける側としては、相談しづらい、民間施設の支援情報を知りたい、教職員によってフォローアップの取組に温度差があるなど、支援とそれに対する受け止めにギャップがあることについての気付きを得ることができた。</p> <p>このため、支援を受ける側の要望を丁寧に把握していくことが、より効果の高い支援につながっていくと考えられることから、文部科学省は、学校等の支援の場において上記のギャップが生じていることを踏まえて、今後の支援施策の推進を図っていくことが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和 5 年 7 月 31 日に不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について地方公共団体等に事務連絡を発出し、教育委員会が管内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設等に関する情報を整理し、保護者に提供するための情報提示様式例を周知したほか、文部科学省ホームページにおいて公表した。くわえて、公表後は地方公共団体等に対し同様式例について説明する場を設ける等、周知の徹底を図った。また、各教育委員会が不登校児童生徒の保護者の必要とする、相談窓口や学校以外の学びの場・居場所等に係る情報をまとめ、ホームページ等で周知しているかについて調査を行った。</li> <li>○ 令和 5 年 10 月 17 日に策定した「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」に基づき、個々の児童生徒・保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整えるため、5 年 3 月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を前倒しし、5 年度補正予算に以下に係る経費を計上した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う「教育支援センターの総合的拠点機能形成に関する調査研究」</li> <li>・ 1 人 1 台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者における導入を推進する「1 人 1 台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進に関する調査研究」</li> <li>・ スクールカウンセラーによる心理的ケアとスクールソーシャルワーカーによる福祉的支援を複合的に実施することにより、不登校長期化の未然防止、いじめ事案の解消を推進するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実に関する補助事業</li> </ul> </li> <li>○ くわえて、令和 6 年度予算においてもスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について、基礎配置に加えて、1 万校に対して重点配置として配置時間の拡充を行えるよう経費を計上した。</li> <li>○ また、令和 5 年度の委託事業において、不登校児童生徒本人や保護者のニーズを把握すること等を目的とした調査を実施し、その結果を 5 年度末に公表した。調査の結果を踏まえ、「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の要因に関する質問項目や調査方法を見直すとともに、回答に当たっては、本人</li> </ul>

	や保護者、スクールカウンセラー等への確認を推奨することとした。
--	---------------------------------

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。
- 2 「政策への反映状況」は、意見通知・公表日（令和 5 年 7 月 21 日）以降、令和 6 年 3 月 31 日現在までに関係行政機関が採った措置である。
- 3 評価の結果の詳細は、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_230721000167008.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_230721000167008.html)）参照

表7-2 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	外来種対策の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：令和 4 年 2 月 15 日)
関係行政機関	環境省
<p>○ 評価の観点</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）、「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月 28 日閣議決定）及び「外来種被害防止行動計画」（平成 27 年 3 月 26 日環境省、農林水産省及び国土交通省）により取り組まれている外来種対策の推進に関する施策等について、関係行政機関等における各種取組の実施状況を明らかにするとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施</p> <p>○ 評価の結果の概要</p> <p>(1) 定着予防外来種（ヒアリ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の防除現場で、関係機関との連絡体制など実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところあり</li> <li>・ 環境省が事前に各地で具体的に働き掛けるなどの活動も確認されず。 ⇒ 今後の水際対策におけるオペレーションや取決めの在り方を進化させるため、現状の検証や評価が必要</li> </ul> <p>(2) 総合対策外来種（アライグマ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省の生息分布調査結果を活用していない地方公共団体が多い。</li> <li>・ 捕獲頭数の数値が都道府県単位の情報となっているなど、市町村における防除の準備に活用しづらい等の意見あり ⇒ 防除に必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方の検討が必要</li> </ul> <p>(3) 総合対策外来種（オオキンケイギク）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国全体としての具体的目標など、現状や取組の効果の認識を助ける情報や、環境省の取組が対策の中でどのように位置付けられ、実際にどのような成果につながっているかの情報が提供されていない。 ⇒ 外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、それにふさわしい目標設定・情報提供を行うことが必要</li> </ul> <p>(4) 産業管理外来種（セイヨウオオマルハナバチ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総出荷数量を半減する目標は達成困難な状況</li> <li>・ 国（環境省・農林水産省）、地方公共団体、関係団体による様々な対策の現状について国が全体をどう評価しているかを示す情報が提供されていない。 ⇒ 個々の主体が自ら積極的に取組を進められるよう、現在の取組の評価や達成した成果を示す情報の提供が必要</li> </ul> <p>(5) 外来種対策の評価の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来種対策の展開のための P D C A に必要な情報の提供が不十分</li> <li>・ 環境省における現行の政策評価は、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い。</li> </ul>	

⇒ 政策評価を含め、外来種対策のP D C Aを適切に回していくための方策の在り方について検討が必要

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>1 定着予防外来種(ヒアリ)</p> <p>防除の現場では、地方公共団体において関係機関との連絡体制等、実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところもあり、環境省が各地で具体的に働き掛けるなどして、連絡体制等の取決めを促している活動もみられなかった。環境省が定める調査・防除の方針に則して防除の現場で対策が的確に講じられるために、このような状況で十分かどうかの評価・検証が求められる。</p> <p>今般のヒアリの防除対策については、ヒアリの防除の成否だけでなく、今後の外来種の水際対策における実際のオペレーションやそのための取決めの在り方を進化させることに役立つ目的で、検証や評価を行うことが必要であると考え</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヒアリについては、本政策評価の中間報告（令和3年6月30日）を踏まえ、令和4年1月11日、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（答申）」（以下「令和4年答申」という。）において、「総務省の政策評価において指摘されているとおり、各現場で実際の防除に役立つ役割分担等の取決めが進んでいないことが課題」と評価・検証を受けたところ。</li> <li>○ 令和4年5月18日に公布された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号。以下「改正法」という。）において、国、都道府県、市町村、事業者、国民の責務規定や各主体の連携に係る規定が創設された。また、特に緊急に措置を行う必要がある特定外来生物を「要緊急対処特定外来生物」として政令で定め、移動制限、通関後の検査等、強力な措置を行うことができることとされ、対象事業者が被害を防止するためにとるべき措置に関する指針（以下「対処指針」という。）を定めることとされた。</li> <li>○ ヒアリ類については、この「要緊急対処特定外来生物」に令和5年4月1日に指定し、その対処指針について、環境省は、物流や港湾等に係る関係団体等に対するヒアリングを行い、その結果も踏まえ、ヒアリを発見する可能性が高い事業者（地方公共団体が港湾管理者等の場合を含む。）に対し、ヒアリ類発見時に事業者等がとるべき措置を定めるとともに、地方環境事務所や関係事業者等との連絡体制の確立等を求める内容とした（当該対処指針は、令和5年4月25日公布、同年6月1日施行予定）。</li> <li>○ また、国の機関や地方公共団体、関係事業者等において、ヒアリが発見された際に実際に防除を実施する方法についてまとめた「ヒアリの防除に関する基本的考え方」（平成30年1月作成、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）について、「ヒアリ防除等に関する専門家会合」等で専門家による助言を受け、対処指針の内容等を踏まえて令和5年4月に改訂しており、今後も毎年更新していく。</li> <li>○ 令和5年6月1日に施行した対処指針については、対処指針本体に加えて普及版の冊子や解説資料、ヒアリ研修動画も併せて作成・公開し、内容の周知を図ったほか、港湾関係者や行政担当者を対象としたヒアリ講習会を各地（港湾関係者向けは全国3か所、行政担当者向けは全国7か所）で開催し、対処指針や「ヒアリの防除に関する基本的考え方」の内容について周知した。</li> <li>○ これらを踏まえた具体的な取組として、三重県四日市港をモデル港とし、令和4年度から港湾関係者等の事業者を含む「四日市港ヒアリ対策連絡会議」を開催。ヒアリ疑いアリ発見時の連絡体制などを含む「四日市港ヒアリ類対策マニュアル」を令和6年3月に策定</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、従来から実施している港湾及び空港を対象としたヒアリの生息状況調査について、令和4年度からは地方公共団体や港湾管理者、国土交通省と連携して、特にヒアリの侵入の可能性が高い15港湾や貨物取扱量(国際)の多い3空港において、年2回程度であった調査頻度をヒアリの主な活動期間(春～秋)を通じて月1回程度とするなど、水際対策を強化</li> <li>○ このような取組の下、ヒアリについては令和5年度には全国で19件確認されているが、これまで定着を示す状況は確認されていない。また、ヒアリ対策の実施状況については毎年度の専門家会合に報告し、専門家による助言や、上記の取組により把握した課題等を踏まえて必要に応じて「ヒアリの防除に関する基本的考え方」の改訂を行うなどの見直しを実施し、検証・評価を行っている。今後も引き続き、関係機関と連携して対策を図り、ヒアリの定着防止に取り組んでいく。</li> </ul>
<p><b>2 総合対策外来種(アライグマ)</b></p> <p>環境省は、地方公共団体において捕獲等の防除活動が効果的に実施できるよう、各地域におけるアライグマの生息分布状況など必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方について検討することが必要と考える。</p> <p>外来生物対策としてのアライグマへの取組においては、外来生物法のほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)に基づく捕獲の仕組みが活用されているところ、その「優先的な防除」が実現すれば、捕獲の根拠法が何であるかを問うものではないとも考えられる。「アライグマの防除」という目的のために二つの仕組みが用意されている現状を踏まえれば、それぞれの効果、メリット・デメリットなどを整理して、評価し、二つの仕組みが相互に補い合い、防除の取組がより効</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アライグマの対策については、本政策評価の中間報告(令和3年6月30日)を踏まえ、令和4年1月11日、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の令和4年答申において、以下のとおり課題が示された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組の成果として、封じ込め等の達成に至っていない。有効性を高めつつ防除を推進するためには、防除に当たって重要な情報の整理と発信が求められる。</li> <li>・ 国として侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報の収集や迅速な注意喚起などの発信は十分に実施できていない。</li> </ul> </li> <li>○ この対応として、国は、効果的な防除手法や優良事例、地方公共団体との連携方法、鳥獣保護管理法を始めとする関連諸法令との調整・連携など、防除に当たって重要な情報の整理と発信を更に強化していく必要があるとされた。</li> <li>○ また、令和4年答申において、アライグマなどの分布情報については、市町村単位などのよりきめ細かな情報を継続的に集約し、拡散が懸念される地域への注意喚起や取組促進のための仕組みと体制を確保していくことが必要とされた。くわえて、これまでの対策が十分な効果を上げておらず、被害の増加、分布の拡大が継続しているものについては、現状を整理・分析し、対策実施上の課題を改めて明確化し、有効な対策の実現に結び付けることが必要と評価・検証を受けたところ。</li> <li>○ 環境省では、これらを踏まえ、令和4年度にこれまで都道府県単位で把握していた特定外来生物の分布情報を市町村単位に改良する取組に着手し、5年度中に市町村単位での分布情報を提供すべく、そのための調査を実施する予定。また、「生物多様性国家戦略2023-2030」(令和5年3月31日閣議決定)において令和6年度までに策定することとされた、アライグマについての効果的な被害防止対策を採っていくための全国的な指針等についての5年度以降の検討や、「アライグマ防除の手引き(計画的な防除の進め方)」(平成23年3月作成(平成26年3月改訂、令和2年3月一部修正)、環境省自</li> </ul>

<p>果的に行われるよう、総合的な取組の方針を市町村に示すなど、実務における適切な手段の選択を支援する取組が有用であり検討すべきであると考えます。</p>	<p>然環境局野生生物課外来生物対策室)の改訂などを行う中で、外来生物法と鳥獣保護管理法のメリット・デメリットなどの整理をし、防除主体における適切な手段の選択を支援する取組を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ なお、改正法を踏まえ地方公共団体が主体的に実施する特定外来生物の防除等については、交付金により支援を行う「特定外来生物防除等対策事業」を令和5年度に創設した。今後、当該事業により、地方公共団体においてアライグマの捕獲等の防除活動が効果的に実施されるよう支援していく。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省では、令和5年度に市町村単位での分布調査を行い、その結果に関して、全国確認情報一覧及び種別確認情報マップとして、国立環境研究所のホームページ上に掲載した。なお、当該調査は令和6年度以降も定期的を実施し、同ホームページ上の情報を更新する予定。また、その際には、適宜、地方公共団体等が実施する防除事業等に有用な情報の明示や追加も検討していく。</li> <li>○ また、効果的な防除手法や優良事例、地方公共団体との連携方法、鳥獣保護管理法を始めとする関連諸法令との調整・連携など、防除に当たって重要な情報の整理と発信に関しては、令和5年度から6年度にかけて各種情報を整理の上、6年度中に改訂する「アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）」の中で地方公共団体に対して発信をしていく予定</li> <li>○ なお、改正法を踏まえ地方公共団体が主体的に実施する特定外来生物の防除等については、令和5年度に創設した交付金により支援を行う「特定外来生物防除等対策事業」により、地方公共団体においてアライグマの捕獲等の防除活動が効果的に実施されるよう支援。アライグマの捕獲等の防除活動を目的とした申請のあった地方公共団体に対し、適切なKPIを設定するよう助言の上、16地方公共団体に支援を実施</li> </ul> </div>
<p><b>3 総合対策外来種（オオキンケイギク）</b></p> <p>国（環境省）として、国以外の主体による防除を進める立場に立つのであれば、それらの主体の判断が促されるよう行動する必要がある。少なくとも、個々の主体が、自ら積極的に防除に取り組む意欲が生ずるように、国全体の取組の中での位置付けを認識できるようにする必要がある。国は、現在の取組についての評価やこれまでに達成できている成果を示す情報を提供していくべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オオキンケイギクの対策については、「生物多様性国家戦略2023-2030」において令和6年度までに行うこととされた「外来種被害防止行動計画」の見直しにおいて、有識者等の意見も踏まえ、これまでの対策の評価・検証を行うとともに、その位置付けの考え方を示していくこととしている。</li> <li>○ その結果を踏まえ、当該位置付けにふさわしい目標設定、情報提供を行っていく。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度に着手した「外来種被害防止行動計画」の見直し作業に係る一連の工程において、有識者会議（外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会）での議論も踏まえつつ、オオキンケイギクの対策も含めて進捗状況を整理し、現行計画に係る評価を実施。外来種対策全般の進捗に関しては、「概ね着手・進展が見られる」と評価する一方、今後の課題として、地域の実情に応じた地域主体の外来種対策の推進などを挙げている。</li> <li>○ 今後は、令和6年度末に改定する新行動計画にて、7年度末に付随して取りまとめ予定の地方公共団体向け技術的</li> </ul> </div>

<p>観賞用や緑化用に導入され、既に広範に分布・生育しているとみられるオオキンケイギクについて、取引や栽培等の規制等の行政コストまでかけた対策を採る以上、コストに見合った成果が示されなければならないと考える。そして、その成果が、現状では明確でないか、「根絶」等の究極のもののみで、そこに至る道筋が見えない状況になってしまっていることは、問題点として指摘できる。これでは、外来種対策において用意されている各種対策が、オオキンケイギクについて、問題なく、あるいは効果的・効率的に成果を上げているかといった判断材料も得られず、政策立案担当者によるPDCAが回らない。また、協働のパートナーとなるべき地方公共団体等とも認識を共有できないことから、その面での取組の発展も期待し難い。</p> <p>環境省は、このような問題点に対応し、外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、当該位置付けにふさわしい目標設定、情報提供を行うべきである。</p>	<p>助言とも合わせて、オオキンケイギクの対策を含めた各種の外来種対策をより具体的に発展できるように、対策の目標設定、その後のPDCAサイクルの確立に係る考え方等を示していく。</p>
<p><b>4 産業管理外来種（セイヨウオオマルハナバチ）</b></p> <p>「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」（平成 29 年 4 月環境省及び農林水産省）では、現状と代替種利用に関する課題を整理し、今後の方針、対策を示しているが、セイヨウオオマルハナバチに採られている様々な外来種対策の現状について、国が全体をどう評価し、課題を把握し、それに対し今後どのような方針で臨むのかを示す資料は見当たらない。この</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ セイヨウオオマルハナバチについては、平成 31 年 4 月 19 日付け環自野発第 1904191 号環境省自然環境局長通知により、令和 4 年 4 月から従来の許可数量の範囲内に限り飼養等の許可の対象としており、4 年度以降は当該通知のとおり、従来の許可数量の範囲内で外来生物法に基づく飼養等の許可を行っている。</li> <li>○ また、「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、セイヨウオオマルハナバチ対策として、セイヨウオオマルハナバチを在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会等を支援するとともに、在来種の生息域へのセイヨウオオマルハナバチの拡散防止を行うなど、適正な管理の必要性について周知徹底することとした。</li> <li>○ 今後、これらも踏まえ、農林水産省とも連携しつつ、セイヨウオオマルハナバチの定着状況や代替種である在来種の利用状況、代替種利用の課題、課題に関する科学的な知見等のほか、今後の地域ごとの代替種の利用方針等を取りまとめた</li> </ul>

<p>ため、多様な立場の関係者が自ら主体的に取組を考える材料は不足している。</p> <p>国（環境省）は、それら多様な主体の判断が促されるよう行動する必要がある。少なくとも、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるように、国全体の取組の中での位置付けを認識できるようにする必要がある。国は、現在の取組についての評価やこれまでに達成できている成果を示す情報を提供していくべきである。</p>	<p>「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を見直すなど、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるように、方針等を示していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ セイヨウオオマルハナバチの出荷量は最も多かった平成27年に比べて約20%減少（令和4年時点）し、代替種であるクロマルハナバチの出荷量は27年に比べて約2倍に増加（同）した。</li> <li>○ 環境省及び農林水産省では、セイヨウオオマルハナバチの飼育状況について定期的な現地調査を実施しており、令和5年度は89か所において調査を実施し、不適切な管理状況が確認された場合には、具体的改善について指導を行うとともに、改善状況についても確認を行っている。</li> <li>○ また、代替種利用の課題把握のため、現地調査において、代替種のクロマルハナバチに関する意識調査も継続して実施している。</li> <li>○ これらの調査を行った結果、逸出防止措置の不徹底などのセイヨウオオマルハナバチの管理上の課題や、クロマルハナバチの生態や適切な飼養方法に係る認識不足などの代替種の利用促進に向けた課題が把握できたことなどを踏まえ、「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を見直すなど、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるように、令和6年度中に方針等を示す予定</li> </ul>
<p><b>5 外来種対策の評価の課題</b></p> <p>外来種対策は、国が国以外の主体に主体としての取組の必要性の判断・活動を求めているところに特殊性があり、国以外の主体は、政策について説明を受けるだけの受動的な存在ではなく、自ら取り組むことを求められている。特に地方公共団体であれば、行政主体である以上、PDCAを回して、より効率的な取組を行っていくことを住民から求められる。</p> <p>国以外の主体の自主的な取組を促すためには、外来種対策についての適切かつ必要な情報の提供が重要であり、その中には、国全体の取組の現状についての評価は当然含まれる。</p> <p>現場の取組や具体的な活動に取り組む国以外の主体にとって、判断に有用な情報は、外来種対策の個別性や多様性などに対応したも</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省では、地方公共団体が主体的に実施する特定外来生物の防除等について、交付金により支援を行う「特定外来生物防除等対策事業」を令和5年度に創設した。</li> <li>○ 当該事業においては、外来種対策のPDCAを適切に回していくため、EBPMのアプローチが可能なものとするべく、令和4年度においては、効果検証を行うための指標を検討した。これを踏まえ、交付金申請時には、地方公共団体における防除活動の効果的な実施に資するため、防除等の対象となる外来生物の特性に応じて適切なKPIを設定させる仕組みとした。</li> <li>○ 今後は、当該事業を通じた検討結果も踏まえ、他の事業で地方公共団体が行う取組にも応用が可能であるかどうか検討していく。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度に開始した「特定外来生物防除等対策事業」では、地方公共団体への助言を行った結果、交付金による支援を実施した88地方公共団体において適切なKPIが設定された。</li> <li>○ 令和5年度末頃までに地方公共団体から提出される実績報告においては、KPIの達成状況等についても報告される予定であり、さらに、6年度にも継続する交付金事業の申請に係る審査に当たっては、KPIの達成状況等についても勘案することとしており、本事業において、EBPMのアプローチが可能な形でPDCAを回すことができるかを検証する。</li> <li>○ また、地方公共団体がKPIを設定する際に、特定外来生物の全国的な分布や効果的な防除方法等の情報を必要としているというニーズや課題が得られているところ。今後</li> </ul>

のであると考えられる。例えば、地方公共団体が、当面「有効性の高い、分布拡大の防止、局所的な根絶、低密度化」のいずれかを目指すべきといったところで、そもそも、当該地方公共団体が単独で特定の種の分布状況の把握に取り組む契機は乏しい。有効性の判断も、特定の種に関する分布情報等なくしては不可能である。今回の調査で現場から、例えばアライグマについて「何頭捕獲すれば効果的なのかが判断できない」といった意見が聴かれたことから、現在、国が十分に必要な政策の現状・評価に関する情報を提供できているかどうかは疑問であり、外来種対策という政策の展開のためのPDCAに必要な情報の提供は十分でないと言わざるを得ない。

政策評価は、政策効果の把握と評価を行い、公表して政府の活動について国民に対して説明するとともに、その結果を対象とした政策に適切に反映させる、すなわち、政策の改善や効率的運用につなげることを目的として、政策を担当する行政機関が行うものである。外来種対策の展開に必要な情報を提供していくためには、この政策評価を活用していくことが考えられるが、環境省における政策評価の取組の現状は、一部の外来種について数値目標を掲げて個別の評価を行うにとどまり、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い。

一方で、中央環境審議会においては、外来種対策全体について審議が行われ、

は、当該事業を通じて得られたこれらの課題を検討の上で、分布や防除方法に係る情報の提供等の充実を図るとともに、地方公共団体が行う他の事業にも応用が可能であるかどうか検討していく。

<p>答申の形で一定の現状認識と今後の取組の方向が示されており、外来種対策に焦点を絞る限り、同審議会の審議・答申の方が、政策評価が果たすべき役割を果たしていると言える。</p> <p>したがって、環境省には、政策評価を含め、外来種対策のPDCAを適切に回していくための方策の在り方について検討することを求める。外来種対策は、一つの政策と認識できるとはいいながら、外来種ごとの取組の個別性があり、かつ、国以外の多様な主体との協働が必要であること等を踏まえれば、政策評価のみならず、同審議会の審議・答申を含め、複数の枠組みで評価をしていくことも考えられる政策である。このような政策の評価については、現在、確たる定式があるわけではない。政策改善に役立てるという目的に照らし、また、どのような単位であればEBPMのアプローチが有効であるかといった視点をもって、試行錯誤を許しつつ進化させることが望まれる。このような観点から、総務省としても協力する用意がある。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

2 「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（令和5年6月6日）以降、令和6年3月31日現在までに関係行政機関が採った措置である。

表8 評価を実施中のテーマ

テーマ名	評価計画の概要
生活道路における交通安全対策（総合性確保評価）	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全対策については、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「交通安全基本計画」を5年ごとに策定している。</li> <li>○ 警察庁、国土交通省等の関係省庁は、上記計画を踏まえ、道路交通法（昭和35年法律第105号）や道路法（昭和27年法律第180号）等に基づく各種の交通安全施策を推進しており、これらの成果もあり、道路交通に係る</li> </ul>

	<p>事故件数は減少傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この道路交通に係る事故件数について、主として地域住民の日常生活に利用される「生活道路」とそれ以外の「幹線道路」に区分して見ると、前者は後者に比べて交通事故件数の減少幅が小さくなっており、また、我が国は、歩行中・自転車乗用中の死者数の割合が諸外国と比べて高く、全交通事故死者数の約半分を占め、そのうち約半数が自宅から500m以内の身近な生活空間で発生している。</li> <li>○ このような状況を踏まえ、「第11次交通安全基本計画」（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）では、交通安全対策で重視すべき視点として、「生活道路における安全確保」が挙げられ、関係省庁により交通安全施設等の整備、交通規制、通学路の合同点検などの施策が推進されている。</li> <li>○ この政策評価は、生活道路における交通安全に関する政策について、市区町村ごとに、現場において実施されている交通安全対策の違いが生生活道路での交通事故件数の減少とどのように関係しているか等を分析・評価し、事故の減少に向けてより効果的・効率的な取組が進められるよう、同対策の内容や取組方法などの検討に資するために実施するものである。</li> </ul> <p>&lt;調査等対象機関&gt;</p> <p>内閣府、国家公安委員会（警察庁）、文部科学省、国土交通省、都道府県公安委員会（都道府県警察）、都道府県、市区町村、市区町村教育委員会、関係団体等</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 行政評価等計画の詳細については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/keikaku.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/keikaku.html)) 参照

## イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、令和5年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表9のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表9 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

令和5年度における点検活動の実施状況
<p><b>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</b></p> <p>○ 目的</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の点検は、毎年度の税制改正要望の際に各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施することで、税制改正作業に対し有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすことを目的とするものである。</p> <p>○ 点検活動の概要</p> <p>令和5年度は、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価36件（7行政機関）を点検し、令和5年11月10日にその結果を取りまとめ、各行政機関及び税制当局に通知・公表した。</p> <p>点検に当たっては、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。平成25年8月5日一部改正）において評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目として「達成目標」、「過去の適用数」、「将来の適用数」、「過去の減収額」、「将来の減収額」、「過去の効果」、「将来の効果」及び「他の政策手段」を設定した。</p> <p>点検は、政府全体で進められているEBPMの取組も踏まえ、各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善がみられなかった場合、その点を課題として指摘することとした。</p> <p>○ 点検結果の概要</p> <p>全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善がみられたが、「達成目標」及び「将来の効果」の分析・説明を中心に十分とは言い難い状況にあった。</p> <p>また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていないものの割合を点検項目別にみると、達成目標は52.8%（19/36件）、過去の適用数は21.4%（6/28件）、将来の適用数は38.9%（14/36件）、過去の減収額は25.0%（7/28件）、将来の減収額は36.1%（13/36件）、過去の効果は39.3%（11/28件）、将来の効果は72.2%（26/36件）であった。</p> <p>なお、分析・説明がされていない項目が残っている著しく不十分な評価書も15件あった。</p> <p><b>（主な指摘事項）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 達成目標が具体化されていないため政策目的の実現状況を予測することができず、措置の必要性が明らかにされていない。</li><li>・ 達成目標の達成すべき時期や水準が定量的に示されていないほか、将来の適用数等や効果（達成目標の実現状況）も予測されておらず、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</li><li>・ 将来の効果について定量的に予測されておらず、租税特別措置等が達成目標の実現にどのように寄与するのか明らかにされていない。</li></ul> <p><small>（注） 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ（<a href="https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_231110000169191.html">https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_231110000169191.html</a>）参照</small></p>

## 【規制に係る政策評価の点検】

### ○ 目的

規制に係る政策評価の点検は、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を把握し、改善に向けた具体的な手法の提示や推奨事例の横展開による評価レベルの向上を図るとともに、規制の政策評価の更なる改善に向けた検討に資することを目的に実施するものである。

### ○ 点検活動の概要

法律又は政令により新設・改廃される規制に関し、各行政機関が令和4年度に実施した規制の政策評価は298件（事前評価222件、事後評価76件）であり、これらについて点検を実施し、令和6年3月7日に点検結果を各行政機関に通知・公表した。

### ○ 点検結果の概要

点検に当たっては、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正）を踏まえ、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき項目（費用及び効果の定量化等）を設定し、その実施状況を中心に確認した。点検においては、事前評価において遵守費用が定量化されたものは222件中102件にとどまるなど、引き続き費用や効果が定量化されていないものがみられた。

また、規制手段を選択することの妥当性を説明する観点から必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」及び「他の規制手段との比較」の記載状況を確認したところ、「課題」や「課題の発生原因」については、ほとんどの評価書に記載がなされている一方で、選択すべき手段や程度を検討するための「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載については、所要の記述がされていないものが一定数みられた。

#### （主な指摘事項等）

- ・ 正確な推計が困難として定性的な記述にとどめるのではなく、一定の仮定を置いた推計や幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて費用及び効果を説明するよう求めるとともに、工夫して費用や効果の定量化に努めている例を推奨事例として各行政機関に共有した。
- ・ 規制以外の手段及び他の規制手段を用いることによるメリット・デメリットなどを評価書において明確に記載し、当該規制手段を選択することの妥当性を説明することを求めた。
- ・ 規制の検討段階等において、審議会等の場で評価の要素となる費用や効果に関する具体的な数値を示し議論を行っている例もあることから、積極的に評価の要素となる情報を活用することを求めた。
- ・ 事前評価書において、事後評価時に使用する指標（効果に関する指標のみならず、発生した遵守費用や行政費用に関する指標も含む。）を列挙するとともに、当該指標を把握する方法を明示することを求めた。

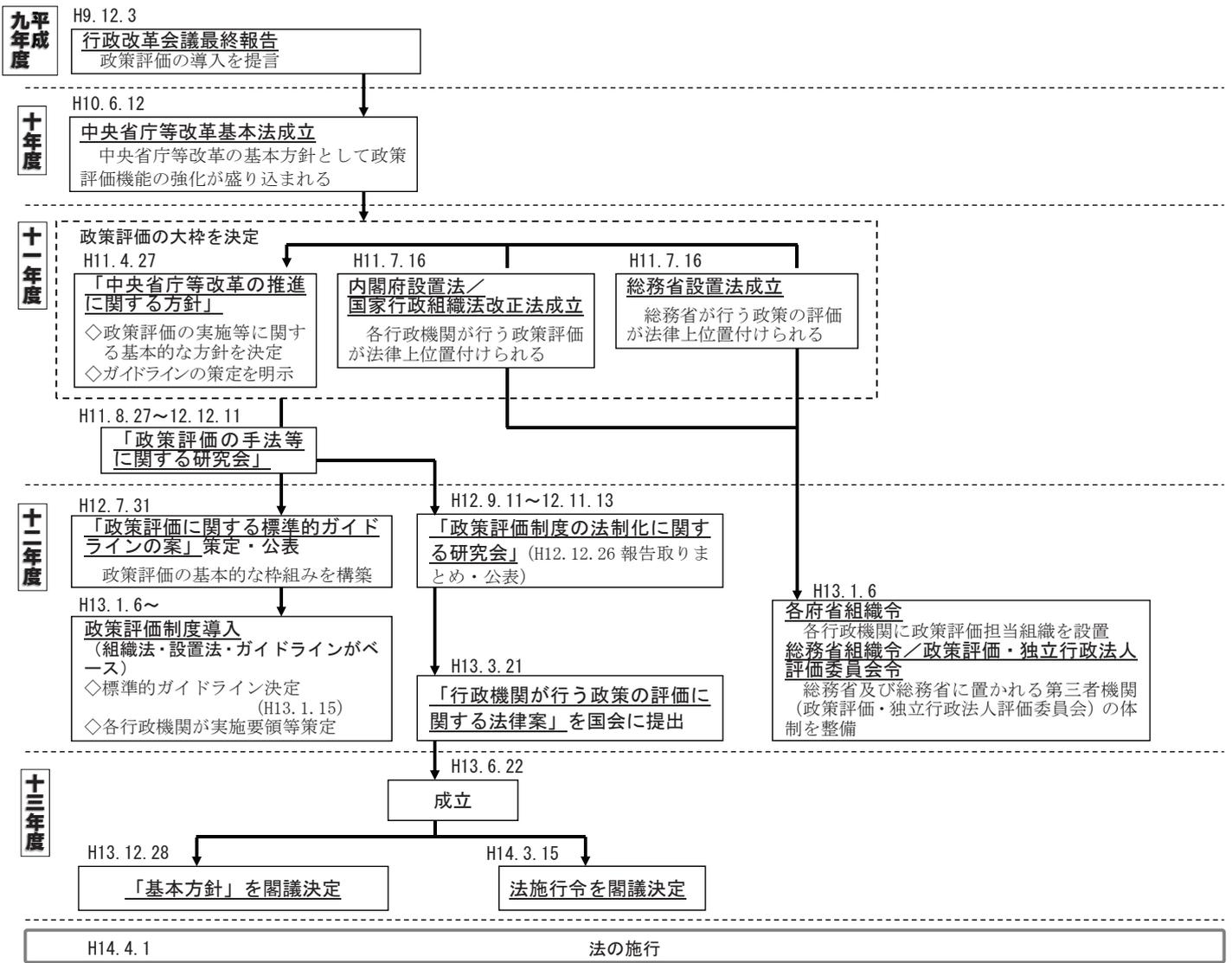
（注） 規制に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000932776.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000932776.pdf)）参照



## IV 政策評価制度に関する主な経緯



政策評価制度に関する主な経緯



	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
<b>十四年度</b>		10,930 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別テーマの勧告等</li> <li>地域輸入促進に関する政策評価 (H15. 1. 28 意見通知)</li> <li>容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価 (H15. 1. 28 意見通知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件審査</li> <li>【1年目】 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検</li> </ul>
<b>十五年度</b>		11,177 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>リゾート地域の開発・整備に関する政策評価 (H15. 4. 15 意見通知)</li> <li>障害者の就業等に関する政策評価 (H15. 4. 15 意見通知)</li> <li>政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価 (H15. 6. 6 意見通知)</li> <li>特別会計制度の活用状況に関する政策評価 (H15. 10. 24 意見通知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容点検</li> <li>【2年目】 個別審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検</li> <li>内容の点検の取組 方針の検討・公表</li> </ul>
<b>十六年度</b>	H16. 10. 1 ◇規制影響分析の試行的実施 (~19. 9. 30)	9,428 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済協力(政府開発援助)に関する政策評価 (H16. 4. 2 意見通知)</li> <li>検査検定制度に関する政策評価 (H16. 4. 2 意見通知)</li> <li>少子化対策に関する政策評価 (H16. 7. 20 意見通知)</li> <li>湖沼の水環境の保全に関する政策評価 (H16. 8. 3 意見通知)</li> <li>留学生の受入れ推進施策に関する政策評価 (H17. 1. 11 意見通知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【3年目】 個別審査 総括的審査 法施行3年目の全体像を整理</li> <li>認定関連活動報告 11件 (公共事業・一般分野の政策)</li> </ul>

制度の展開等

各行政機関が  
行う政策評価

総務省が行う統一性又は総合  
性を確保するための評価  
複数行政機関にまたがる政策  
を評価

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳  
格な実施を担保するための評価活動  
各行政機関が行った「自己評価」に対す  
る総務省による検証活動

法施行後 3 年経過

十七年度	H17. 12. 16 ◇基本方針の改定 (閣議決定) ◇「政策評価の実施に関 するガイドライン」の 策定	9,796 件	大都市地域における大気環境の保全 に関する政策評価 (H18. 3. 31 意見通知)	【4 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 初めて府省別に整 理・分析し、課題を提 示	認定関連活動報告 23 件 (公共事業・一般分 野の政策)
	十八年度	H19. 3. 30 ◇法施行令の一部改正 ◇基本方針の一部変更 一事前評価の義務付け対 象に規制を追加	3,940 件	少年の非行対策に関する政策評価 (H19. 1. 30 意見通知)	【5 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 府省ごとの課題の 改善状況を確認
十九年度		H19. 8. 24 ◇行政機関が行う政策 の評価に関する法律 施行規則の制定 ◇「規制の事前評価の実 施に関するガイドラ イン」の策定	3,709 件	リサイクル対策に関する政策評価 (H19. 8. 10 意見通知)	【6 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 規制の事前評価に ついて新たに点検
	H19. 10. 1 ◇規制の事前評価の義 務付け開始	P F I 事業に関する政策評価 (H20. 1. 11 勧告)		【7 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 点検項目の重点化	認定関連活動報告 5 件 (公共事業：平成 19 年度継続) 45 件 (公共事業・一般分 野の政策)
	H19. 11. 12 ◇平成 19 年度政策評価 の重要対象分野の選 定等について公表				
二十年度	H20. 11. 26 ◇平成 19 年度政策評価 の重要対象分野の評 価結果等について公 表 ◇平成 20 年度政策評価 の重要対象分野の選 定等について公表	7,088 件	自然再生の推進に関する政策評価 (H20. 4. 22 勧告)  外国人が快適に観光できる環境の整 備に関する政策評価 (H21. 3. 3 勧告)	【8 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 規制の事前評価の審査 総括的審査 規制の事前評価に ついて個別に点検	認定関連活動報告 4 件 (公共事業：平成 20 年度継続) 35 件 (公共事業・一般分 野の政策)
	二十一年度	H21. 12. 16 ◇平成 20 年度重要政策 の評価の結果等につ いて公表	2,645 件		
二十二年度		H22. 1. 12 ◇行政評価機能の抜本 的強化ビジョンにつ いて公表	2,922 件	バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23. 2. 15 勧告)	点 検 ※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理
	H22. 5. 25 ◇基本方針の一部変更	H22. 5. 28 ◇法施行令の一部改正 ◇「政策評価に関する情 報の公表に関するガ イドライン」の策定 ◇「租税特別措置等に係 る政策評価の実施に 関するガイドライン」 の策定  ◇租税特別措置等の政 策評価の義務付け開 始			

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
二十三年度	H24. 3. 27 ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正 ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定	2,748件	児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)	【10年目】 租税特別措置等評価の点検 165件 規制の事前評価の点検 85件 公共事業に係る政策評価の点検 (22年度点検分) 52件 公共事業に係る政策評価の点検 (23年度点検分) 11件
二十四年度	H24. 4～ ◇事前分析及び評価書の標準様式の導入	2,631件	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)	【11年目】 租税特別措置等評価の点検 163件 規制の事前評価の点検 35件 公共事業に係る政策評価の点検 13件
二十五年	H25. 4. 26 ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正 H25. 8. 5 ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正 H25. 12. 20 ◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定	2,559件	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)	【12年目】 租税特別措置等評価の点検 221件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 11件
二十六年	H26. 4～ ◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入	2,432件	消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)	【13年目】 租税特別措置等評価の点検 133件 規制の事前評価の点検 66件 公共事業に係る政策評価の点検 (25年度点検分) 3件 公共事業に係る政策評価の点検 (26年度点検分) 18件
二十七年	H27. 4. 1 ◇「政策評価審議会」の発足 →政策評価・独立行政法人評価委員会を改組	2,657件	食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)	【14年目】 租税特別措置等評価の点検 93件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 8件
二十八年		2,130件		【15年目】 租税特別措置等評価の点検 71件 公共事業に係る政策評価の点検 8件
二十九年	H29. 7. 28 ◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正	2,126件	グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)	【16年目】 租税特別措置等評価の点検 40件 公共事業に係る政策評価の点検 7件

制度の展開等

各行政機関が行う政策評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価  
 複数行政機関にまたがる政策を評価

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動  
 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動

三十年度

令和年度

二年度

三年度

四年度

五年度

<p>◇政策評価審議会提言の取りまとめ</p>	<p>2,670 件</p>	<p>クールジャパンの推進に関する政策評価 (H30. 5. 18 勸告)</p> <p>農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H31. 3. 29 勸告)</p>	<p>【17年目】                      租税特別措置等評価の点検 59 件                      規制に係る政策評価の点検 112 件</p>
<p>◇政策評価審議会提言の取りまとめ</p>	<p>2,247 件</p>	<p>高度外国人材の受入れに関する政策評価 (R1. 6. 25 意見通知)</p> <p>女性活躍の推進に関する政策評価 (R1. 7. 2 意見通知)</p> <p>地籍整備の推進に関する政策評価 (R1. 12. 6 勸告)</p>	<p>【18年目】                      租税特別措置等評価の点検 38 件                      規制に係る政策評価の点検 120 件                      公共事業に係る政策評価の点検 (30年度点検分) 30 件                      公共事業に係る政策評価の点検 (令和元年度点検分) 12 件</p>
<p>R3. 3. 17                      ◇政策評価審議会提言の取りまとめ</p>	<p>2,076 件</p>	<p>死因究明等の推進に関する政策評価 (R3. 3. 12 意見通知)</p>	<p>【19年目】                      公共事業に係る政策評価の点検 22 件                      規制に係る政策評価の点検 195 件                      租税特別措置等評価の点検 42 件</p>
<p>R4. 5. 31                      ◇政策評価審議会提言の取りまとめ</p>	<p>2,227 件</p>	<p>外来種対策の推進に関する政策評価 (R4. 2. 15 意見通知)</p>	<p>【20年目】                      規制に係る政策評価の点検 156 件                      租税特別措置等評価の点検 30 件</p>
<p>R4. 12. 21                      ◇政策評価審議会答申の取りまとめ</p> <p>R5. 3. 28                      ◇基本方針の一部変更</p> <p>R5. 3. 31                      ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p>	<p>2,355 件</p>		<p>【21年目】                      規制に係る政策評価の点検 182 件                      租税特別措置等評価の点検 43 件</p>
<p>R6. 3. 15                      ◇「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」の策定                      ◇「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正</p>	<p>2,504 件</p>	<p>不登校・ひきこもりの子ども支援に関する政策評価 (R5. 7. 21 意見通知)</p>	<p>【22年目】                      規制に係る政策評価の点検 298 件                      租税特別措置等評価の点検 36 件</p>

